

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」の商標使用に関する取扱要綱

平成25年7月17日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」(以下「キャラクター」という。)の商標使用許可等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、町が定めたキャラクターの基本デザイン(別図)及び町長が別に定めるその展開デザインのことをいう。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

(使用の許可申請等)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用許可申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、町長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、個人で楽しむ範囲で使用するとき、この限りではない。

また、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するとき、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用届出書(様式第2号)の提出に代えることができる。

- (1) 国、地方公共団体及び学校等がその業務の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 南伊勢町内の自治会等の住民組織や各種団体が、地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用するとき。(ただし、使用目的が個人、団体、事業所の商品又は商品パッケージ等で直接利益を得るものは除く。)

(使用の許可)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(6) キャラクターのデザインを第10条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。

(7) その他町長が使用について不相当であると認めたとき。

(申請者への通知)

第6条 町長は、キャラクターの商標の使用を許可したときは、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」使用許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

(使用許可期間)

第8条 キャラクターの使用許可の期限は、使用を許可した日から3年間を限度として町長が決定する。

2 使用期間の満了後において、許可した商品等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容(使用目的、使用方法、使用数量)を変更しない限り、改めての変更の申請は不要とし、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用を許可する。

3 使用許可の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、新たに第5条の許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 キャラクターのデザインの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用許可を受けた目的及び用途のみに使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

(3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) 商品等は、完成後、その形状の分かる画像または写真を速やかに町長に提出すること。

(許可内容の変更)

第10条 使用者が、許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用変更許可申請書(様式第4号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づき、許可することが適当と認めた場合は、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用(変更)許可通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の許可後についても、第10条の規定を遵守しなければ

ばならない。

(使用許可の取消し)

第 11 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により許可を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用許可取消通知書(様式第 6 号)により通知するものとする。

3 第 1 項の規定により許可を取り消された者は、許可取り消しの通知があった日以後、当該許可に係る物件をいかなる場合にあっても使用してはならない。

4 町長は、許可を取り消されたものに対して当該許可に係る物件の回収を求めることができる。

5 前項に規定する物件の回収等、使用許可の取り消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。

6 町長は、許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第 12 条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、町は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布から施行する。